

45 賜姓源氏の活動

賜姓源氏の活動

國學院大學名譽教授 林 陸朗

司会・東京国立博物館 企画課長 安藤 孝一

日時・五月十八日〔土〕一三・三〇～一五・〇〇
会場・東京 国 立 博 物 館 別 館 大 講 堂

司会

このたび開催しております「中世の貴族」という、特別展観でございますが、国の重要文化財に指定されております「久我家文書」の展観でございます。久我家は歴代ほぼ当主が太政大臣を勤めたという中世の貴族の名門であります。

皆さんよくご存じの曹洞宗の開祖・道元禅師、現在では女優の久我美子さんが出た家であります。平安時代の末期から明治時代まで、数千点の文書がございまして、國學院大學の図書館に所蔵されて、研究が進められて来ています。

昭和六十二年に国の重要文化財に指定をされまして、このたびその文書の修理、修復が行われました。このほどそれが完成いたしました。この古文書の修理というのは東寺の「百合文書」に次ぐ古文書の大修理と言えるかもしれません。普段は、学術資料であり、また、図書館で保管しているということもあります。國の指定品として公開の機会が少ないこともありまして、國學院大學のご配慮から、修復記念ということで、地元の京都国立博物館と、東京の本館とで展観をすることになりました。この機会に「久我家文書」を通じまして、中世貴族のいろいろな営みを知つていただけたら幸いです。

今日は、この展観に関連いたしまして、記念の講演をお願いしております。

「賜姓源氏の活動」ということでお話をいただきます先生は、國學院大學の名譽教授の林陸朗先生でございます。先生は、大正十四年、富山県にお生まれになりました。日本古代史が専攻であります、とくに『統日本紀』の研究などで著名な先生であります。文学博士。昭和二十四年に國學



源氏を束ねる家柄久我家について話す
林陸朗名譽教授

講演

一 賜姓源氏とは

皆さんこんにちは、今、ご紹介にあずかりました林でございます。

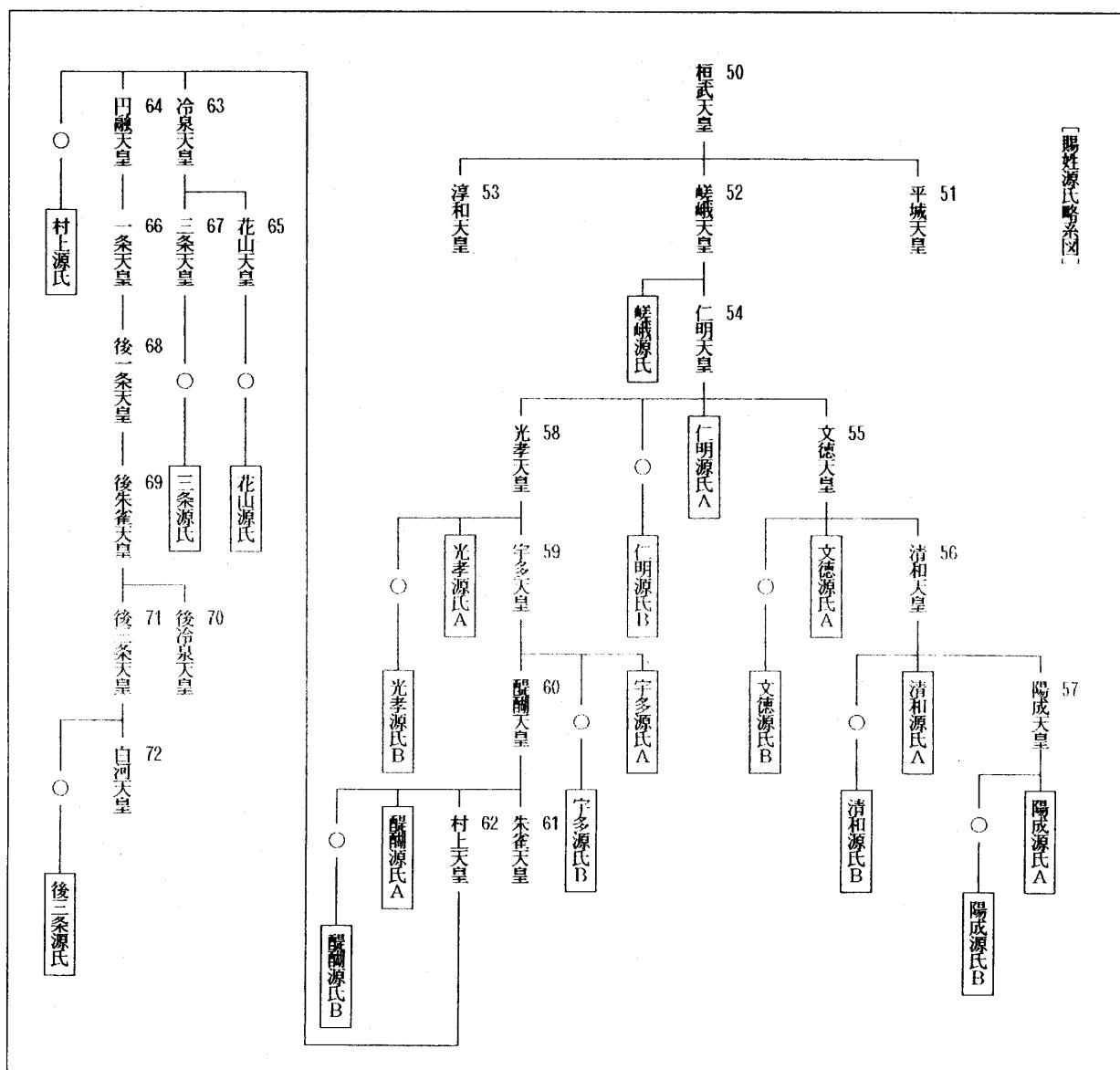
今日は、今江先生と二人で、一時間半をお話することになります。私のほうはテーマにもございますように、久我家そのものについて詳しいお話を聞くわけではなくて、久我家は村上源氏に属しておりますところから、賜姓源氏全体の話と、村上源氏ながんずく久我家の占める位置というようなものを、大体平安時代を中心にお話をすることになろうかと思います。大体三〇分ぐらいを目途にして交替をさせていただこうかと思つております。

お渡し申し上げている「賜姓源氏略系図」に書き加えていただきたいものが二つございます。一つは、仁明源氏B以下の各源氏を枠で囲つていただきたいこと。もう一つは、各天皇の歴代の代数を書き込んでいただきたいと思います。

さて、私の今日の話は、この系図を見て聞いていただければいいのではないかと思うのですけれど、たゞ、ども、最初、「賜姓源氏」と申しますけれど、たゞ、源氏というのと同じことあります。要するに親王や王が姓を賜わって源氏になつたという意味でありますから、賜姓というのは特別なくても、たゞ、源氏というのと同じであります。

院大學をご卒業になられてから、國學院大學の文学部長、大学院長、そして短期大学の学長などを歴任されまして、今春退職をなさいました。久我家文書特別展観の開催実行委員でもあられます。それでは先生どうぞよろしくお願ひします。

47 賜姓源氏の活動



ご承知のように有名な「清和源氏」は、この表では「清和源氏B」というところが、いわゆる武士の清和源氏であります。

最初は、嵯峨天皇の皇子たちが源氏の姓を賜わったというのが、これが画期的な最初の源氏の始まりであります。これは特徴的なことは、親王、内親王の代、その代の人が臣籍に降下して姓を賜わるということ、それが一人ではなくて、かなり大規模になると、こういうことは未だかつて無かつたことであります。古いときには王で姓を賜わったのは、ご承知のような葛城王（橘諸兄）ではじまる橘氏とか、文室の真人とかというのがありますけれど、これはもう親王から何代もたつてからの王であります。親王の代で、しかも大量に一括してというのは初めてであります。これが嵯峨天皇の弘仁五年に、八一四年ですが、そのときには天皇の詔で、皇子、皇女の中で、このときは最初は八人でありましたけれど

ど、最終的には非常に多くなりました。大体嵯峨天皇は皇子、皇女を合わせて五十人と、大変な人数になつた。その中で三十二人が源氏になりました。最初の弘仁五年のときに源氏になつたのは八人でありますけれども、ならなかつた人は何人いたかと申しますと、これは名前はわかつていても、生まれた年がわからぬ皇子がありますので、正確な数はわかりませんが、大体弘仁五年のところで二十人ぐらい、皇子、皇女がおられたようであります。そのうちの八人は確実に源氏になりましたし、そうでない親王、内親王の人はそのまま皇族に残つたわけであります。

これはそのときの詔によりますと、大体皇室経済を非常に圧迫するということ。そのときは五十人ということはまだわかつていなかつたわけですけれども、五十人もあれば大変圧迫したわけですが、そのとき二十人ぐらいです。その皇室経済にかかる問題が、これが一番の大きなこととして出されております。

そのほかに私ども考えるには、公に仕えて藩屏はんびやうたらしむというようなことがありますので、ただ、皇室経済の節約というだけではなく、要するに公卿等として政界で、あるいは官界でと申しますか、政界で一定の位置を占めて皇室を守るというような、そういう考え方もあつたのではないか、というふうに推察いたします。

今申しましたように、そういうことで「嵯峨源氏」の場合はすべて一世源氏であります。一世の賜姓、つまり天皇からいうと孫の代の王が源の姓をもらうという例は、嵯峨源氏にはありません。嵯峨源氏にはお手元の系図にありますように、AとかBとか書いていないのはそういう意味であります。

次の「仁明源氏」からはAとBとありますように、Aというのは一世賜姓であります。嵯峨源氏と同じように一世賜姓で、Bというのは二世目の人の賜姓、これをAと区別しておきました。仁明天皇の場合は、皇子、皇女が合わせて二十三人わかつていまして、そのうち一世の賜姓が六人ありました。残りが内親王と親王であります。そのうちの親王が八人で、その中で三人の方が出家しまして、あとの皇太子と早世の人一人を除いた三人の親王がそれぞれ自分の子供たちに源の姓を名乗らせまして、これが二世賜姓の仁明源氏ということであります。こういうふうに仁明以後は、一世賜姓と二世賜姓と両方出して、それから以後、醍醐天皇までそうなっています。

二 親王と源氏の区別

なぜ一世と一世、あるいは親王になるべき世代であるのに、なぜ源氏になつたかということ、特定の人気がなつたり、ある人が

49 賜姓源氏の活動

ならなかつたりしますが、その違いは古いところでは、およそ生母の身分によるようあります。生母の身分が皇后でありますとか、妃、後になると中宮、それから女御、こういう正式な後宮の女性を生母にもつ所生の皇子、皇女は、大体親王、内親王。そのほかの生母はさまざまあります。嵯峨天皇の場合いま申したように五十人子女がありましたが、生母の名前まではわかる人は少数で多くは氏がわかつてゐるくらいですけど、区別がつく後宮の生母は三十人以上はおります。その中で正式な后とか女御から生まれた人は、源になつていないので。嵯峨の場合。それからそのあと、同母後産と申しまして、同じお母さんからあとで生まれた皇子、皇女もやはり同じように親王、内親王になるというようことで、どうも生母の身分の区別が主なちがいであります。その後特定の事情がある場合がありますので、区別がつかない部分がありますけど、基本的にはそういうことであります。

ただ、その中でいつたん源氏になつて、また親王に戻つたという例も若干ございます。それは系図をご覧になりますと、仁明天皇の皇子の仁明源氏、その兄弟に光孝天皇、これは時康親王でありますと、その時康親王の皇子がほとんど全部源氏になつたわけです。だからこれはさきに触れたように仁明二世賜姓の源氏ということになります。そのように最初は仁明源氏だったはずであります。ところが時康親王は陽成天皇のあと親王に戻つて即位して光孝天皇になりますと、今まで源氏であつた子供たちもいつたんは親王に全部戻るわけです。親王に戻りまして、そして改めて光孝天皇の詔で皇子たちが源氏になつた。それが光孝の一世人賜姓の源氏であります。そういうようなことがあります。ですからいつたん源氏になつても親王になることがある。いまの例は親王からさらに天皇にもなりましたから、こういう例になるわけです。しかし、一方では源融（よのる）という人は、陽成天皇のあと自ら天皇の候補として名乗りりますけど、基經（もとづね）によつて抑えられてしまつた。いつたん源氏になつた人は天皇になれないというような意味のことです。抑えられたという有名な話がありますけれども、これは基經の政治的な動きと理解すべきであります。

時康親王の場合は光孝天皇になりましたが、その次の宇多天皇も、最初は光孝天皇の皇子として源定省（さだみ）という名前の源氏であります。

こういうように非常に源氏と天皇とは密接な関係、見方によつては融のよう見られる部分もないわけではないのですけれども、大体は非常に天皇に限りなく近いというような、そういう尊貴な家柄というふうに考えられてゐるわけですが、ただ、それは一世ないし、せいぜい二世ぐらいです。もう三代目、四代目になるとなかなかそういうことはなく、多くは四、五位どまりになつてしまします。

それで大体「宇多源氏」ぐらいまでは、いま言つたように生母の身分の尊卑で分かれていたらしいことはわかるのですけれど

も、「醍醐源氏」の場合はちょっと特殊であります、これは醍醐天皇は即位して二十年以上たつてから、賜姓の詔を出されています。つまりそれまでは賜姓の詔を出していませんので、それまでに生まれた皇子、皇女たちは源氏になつていません。ところが延喜二十年(九二〇)、醍醐天皇が即位されたのが延喜の少し前でありますから、即位後二十年以上も経てから賜姓の詔が出されたことになります。そのとき幼少だった七人の皇子女が源氏になりました。彼らより以前に生まれた皇子女は親王、内親王になっているわけです。このように醍醐天皇のときはこれまでにないことでもあります。これ以後の皇子、皇女は原則的に源氏になつております。しかし例外はあるわけです。例外はどういうのかといいますと、宇多天皇が退位後出家しますと、出家後に生まれた皇子がいるわけで、それを醍醐天皇の猶子としている。つまり醍醐の子供の扱いになつていて、その人は延喜二十年以後の生れでありますけれども、実は宇多天皇の子供なので、その人は源氏になつていません。それゆえに醍醐天皇の場合には生母の尊卑によつて分けられたのではなさそうです。

その次の村上天皇の場合は「村上源氏」という、これからお話の中心になる村上源氏は、これは一世賜姓がなくて、全部が二世賜姓の源氏という、一つ特殊な形をとつていています。村上天皇の親王は八人で、そのうち二人は、冷泉天皇と円融天皇として、親王からそのままあとで即位されます。そのほかでも村上の一世では源氏の賜姓はなかつたわけです、孫の代で源氏の賜姓が出てくるのであります。以後、花山、三条、それから後三条と、大体二世、あとになりますと三世、四世の賜姓の源氏も出てまいります。

このうち特殊なものは、「花山源氏」というのがあります。これが例の白川家という家で伯家とも申しまして、この家は子孫代々神祇伯を継ぐというか、神祇伯になる家柄で、神祇伯になりますと「王」を称する。何々王と名前の下に王を付けることになつております。すうとこの系統は神祇伯になりますと王になる。それ以前は源の某という花山源氏の源を名のつて、神祇伯になると王になるという、こういう特殊なものであります。

それから、源氏というのはこういうふうに、系図に書いてありますのは大体十三ぐらいあります。全部で二十あるという説もありまして、中世から近世にかけてなお、時々源氏賜姓の例が出てまいりますけれども、しかし、大多数は平安時代の後三条ぐらいまでが主要なところであります。

51 賜姓源氏の活動

三 廟堂での源氏の地位

さて、そういうことでこれらの人々が、源氏が政界でどういうような立場にあつたかということを、申し上げたいと思うのですが、まず、嵯峨の場合であります。弘仁五年（八一四）に八人賜姓にあずかりましたが、その中で最初に「嵯峨源氏」の中で、左大臣、右大臣になつた人は常と信、融、この二人であります。それから「仁明源氏」の場合は、源多、源光、この二人が大臣になつていています。それから大臣になつてゐるのは「文徳源氏」では、源能有といふ人。それからずっととしばらく飛びまして、「宇多源氏」の中の宇多のBのほう、そこで源雅信と重信、これが大臣になつていています。それから「醍醐源氏」は有名な安和の変でやられました高明です、それと兼明。兼明のほうは後に親王になるわけであります。それから次の「村上源氏」と、村上についてはあとで申します。これだけの代々の源氏がありましたけれど、大臣の地位に就いたのは以上の人、嵯峨では常と信と融、仁明では多と光、文徳では能有、宇多では雅信と重信、醍醐で高明と兼明、これらが大臣になつてその当時の廟堂をリードしていくたと考へられてゐるわけです。

ただ、最初に、まず「嵯峨源氏」の場合、常、信、融が相前後して断続的に大臣になつていまして、これは仁明の頃から大体宇多の初頭ぐらいまで、世紀で申しますと九世紀の中頃からおわりの頃ぐらいのところまで、大体常と信と融が相前後してといふか、次々と廟堂の主要なところに上つてゐるわけであります。特に、融の代では左大臣に融が就き、右大臣に「仁明源氏」の多が就き、それから中納言に「文徳源氏」の能有が就くというように、揃つて廟堂の位置を占めたという時期もあります。

ただ、その頃でも、例えば、清和天皇から陽成・光孝にかけて良房、基経の時期でありますので、やはり政治的には良房、基経というところが牛耳つておる。嵯峨源氏の人々は大体高い地位に就いても、概していえば風雅な文雅な人々です。詩歌管絃に秀でているとか、そういうような文化的な人が多かつたようで、地位は左大臣、右大臣であつても、必ずしもそこで大きな政治的な実行力を持つというようなことは、あまりなかつたようと思われます。ただ、この中では常がいろんなものから見ますと、かなり人物であつたことが考えられます。常の時期は冬嗣から良房への過渡期で、常は重い地位にいました。しかし晩年は良房が台頭して、常が牛耳るというほどのこともなかつただろうと思ひます。

そのあと、宇多・醍醐の時期に能有、光という人が廟堂の地位を占めますけれども、昌泰四年、つまり延喜元年（九〇一）菅原道真が時平にやられて大宰府に追いやられるそのあと右大臣になつたのが光であります。光はそれからしばらく右大臣にいまして、時平の下で右大臣にいるのですけれども、延喜の十三年にこの人も亡くなりまして、以後しばらく半世紀も源氏は大臣の

地位に就けないでいるわけです。そこでそのあと康保三年（九六六）右大臣になつたのが有名な高明です、ちょうど藤原氏では実頼の時代でありますから、この頃は摂関政治もかなりはつきりした形を整えてきている時代でありますので、高明はあるのよう安和の変に至る過程にみられるように、なかなか有能な人であつたけれども、藤原摂関家と相対抗する術もなく、安和の変でああいうふうにやられてしまうわけです。

そのあと、この兄弟の兼明は、左遷されるのではなくて、親王にさせられてしまうというのはおかしいのですけど、これは『大鏡』などによりますと、藤原氏によつて祭り上げられたというと何ですが、親王になりますと政治の局面から退きます。若干の役には就きますけど、左右の大臣とか、もちろん太政大臣とか内大臣とかになれない。この兼明という人は大変漢詩のうまい人で、有名な詩がいくつも残つておりますが、漢詩の中で藤原氏をうらむ意味をこめたものがあります。こうして兼明は親王になりましたとして廟堂から姿を消すということであります。

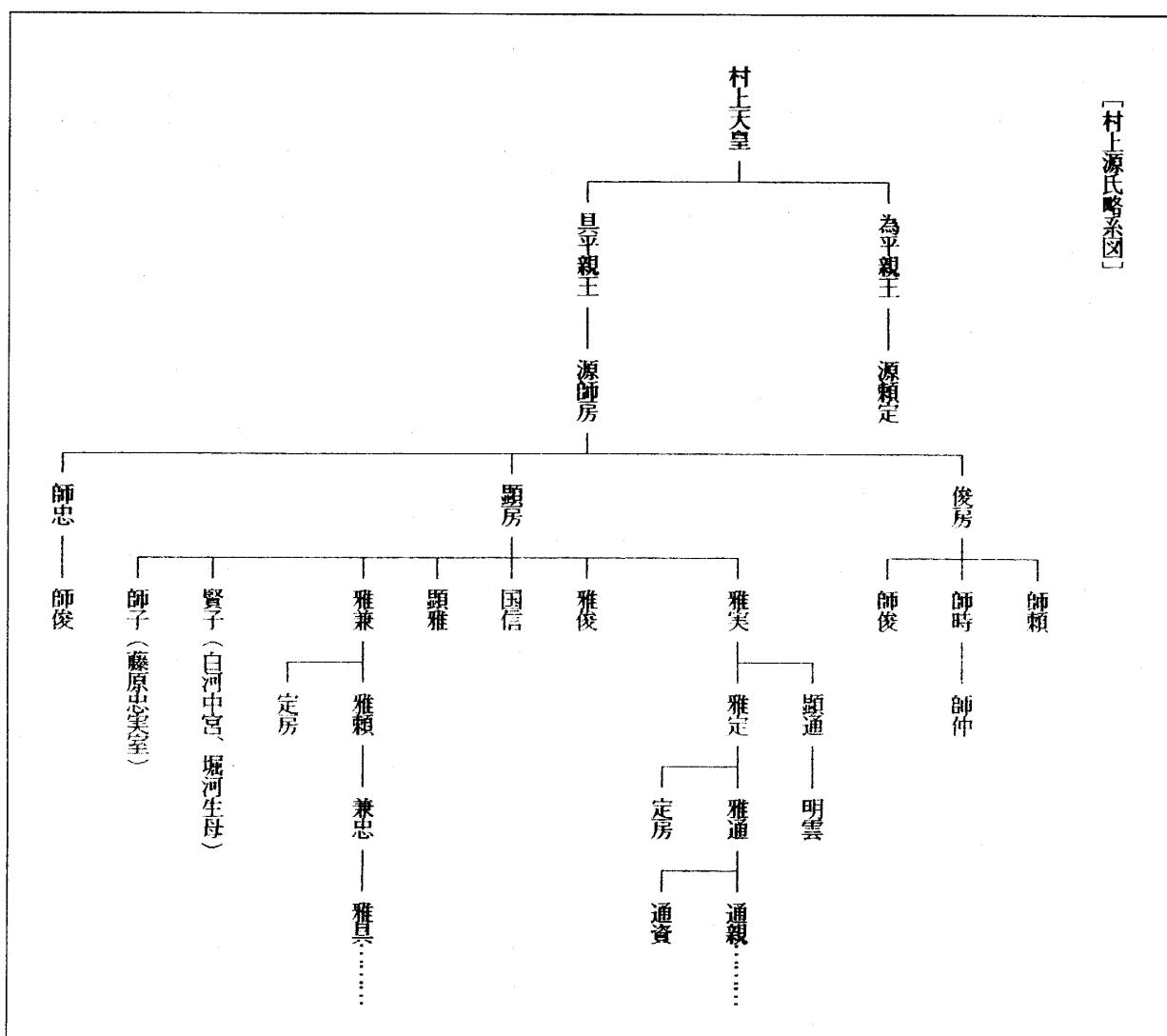
そのあとは例の雅信と重信が、ちょうどこれは大体十世紀の末ですから頼忠、兼家という時代であります、道長のちよつと前ぐらいに雅信と重信が左右の大臣になりまして、しかしこれは一般の歴史でわかりますように、摂関の兼家、頼忠、あるいはまた道隆も出てくるし、そういう時代であります。

重信のあとがまたずうつと源氏で大臣になる人が、半世紀以上空きます。ここがちょうど道長、頼通の時代であります。道長が摂関時代の最高点に達して、それからまた頼通の時代、この時代はしばらく源氏は一人も大臣になつておりませんで、頼通のあと村上源氏の師房（もろすけ）が後三条天皇に信任されて台頭してくるわけであります。つまり賜姓源氏の系図で申しますと、高明、兼明、醍醐源氏のA、このほうが実は雅信、重信の宇多源氏より先に出るわけです、先に廟堂で地位を占める。つまり、Aのほうの宇多源氏は女性だけであります、男の宇多源氏といいますと一世賜姓でありますので、醍醐の一世賜姓の高明、兼明よりも、雅信、重信のほうが廟堂に出てくるのが遅いのです。いま申しましたように重信が廟堂に地位を占めてから、次の源氏（もとしゆ）が大臣になるまでの間、六十、七十年間が空きます、そうして後三条天皇の時代になります。

四 村上源氏の立場

後三条天皇はそれまで内大臣だった村上源氏の師房を非常に信任されまして、後三条天皇というのはよくいわれているように、これまでの天皇と違つて、藤原氏を外戚にもたない人であつたので、藤原氏でなくほかの勢力を頼みにするというところがあつ

53 賜姓源氏の活動



たんです。師房という人は実は頼通の猶子になつておりました。猶子になつているばかりでなく、頼通の妹尊子(そんし)という人が師房の正室になつてゐるというように、頼通の家と非常に密接な関係があつて、それで上がつてきたという面があるわけです。その上がつてきた師房を後三条天皇は擱ませて、後三条天皇のいわゆる「延久の親政」といつておりますが、延久の親政のときに師房を重く用いて、この人の知恵で後三条の延久の政治が行われたといつても過言でないということであります。

こうして村上源氏師房は、もともと摂関家と密接な関係であったということは一つありますけれど、後三条天皇がそれをうまく擱んでこれを使つたということ。続いてその子供の俊房(としよき)、顯房(あきふき)、この二人が、俊房左大臣、顯房右大臣という白河、堀河天皇の時代、十一世紀のおわりごろですが、この二人が用いられて、村上源氏はこのとき非常に大きな勢力になつてまいります。

このときは藤原氏の状況はどうであつたかと申しますと、いま言つたように頼通の時代は終わりまして、そのあとは教通(のりみち)をへて師実(もろざね)

信長のぶなが、師通もろみち、忠実たださねと移りますが、かつての道長、頼通時代よりも相対的に弱くなつてきていると申しますか、性格がかわつてくる。例えば俊房の時期、この人は八十何歳まで生きた人であります。俊房が左大臣で、藤原忠実が右大臣、そして内大臣に顯房の子供の雅実がなるというような時代もありまして、廟堂の中で、ある時期半数は源氏、二十四人の廟堂のうち十二人は源氏が占めて、その十二人のうちの八人は村上源氏であると、こういう時期もその頃、俊房の時代にあつたわけであります。つまりこの時期は最初に師房、それから俊房、顯房、顯房は俊房より早く亡くなりまして、やがて顯房の子供の雅実が上つてくると、そなつても俊房は左大臣でずっと頑張つてゐるわけです、八十五、六まで左大臣をやつていて、だから顯房、雅実のほうは、二代右大臣でずっとその下にいたということでそれが続いていきました。俊房が亡くなつたあと雅実が左大臣で、ついに保安三年、一一二二年に太政大臣になるわけであります。摂関の家筋以外、要するに平安時代へ入つてから、摂関の家柄以外で初めて太政大臣になつた。もちろん源氏として最初の太政大臣になつたのがこの雅実であります。

雅実がなぜ太政大臣になつたかということは、いろいろその時期の情勢があつたでありますけれども、一つには、師房以来の親密なミウチ関係、その後もその系図をご覧になつてわかりますように、顯房の子供で賢子けんしという人は、白河天皇の中宮となつて、堀河天皇を産んでいるという外戚の地位に立つ。また、師子ししゃという人は、忠実の室となつていて、摂関家とも縁が続いています。以前からのそういう複雑な姻戚によるミウチ関係で非常に安定した高い地位にあるということが一つ。また、雅実という人は力量があつたというふうに言われています。かなりいろんな評判もありますけれど、総体としてなかなかしつかりした判断力のあつた人だというように、いろんな書物でそういうふうに読み取れるところがあります。そういうさまざまな関係、師房以来の村上源氏の伝統もあつて、このときに雅実は藤原氏を外にして、太政大臣になるわけであります。

五 久我家の成立へ

「久我」という家については、実はいろいろ、いつから久我になつたかということについては問題がありますが、その前にお話しておきたいのは、「源氏の長者」のことであります。源氏の氏の長者というのは、従来の説では雅実の子供の雅定、ここから源氏の長者というふうなことが言されていました。つまり獎学院という学校、その別当、淳和院という離宮の別当というものを、源氏の長者は兼ねるのだということで、それがはつきりするのが雅定からだということを言われておりましたけれど、近年の研究ではもつと古くまで遡ることができると。結局今日源氏の長者では源融まで遡ることができるという説もあります。融の

55 賜姓源氏の活動

あと嵯峨源氏が何代かなりまして、等ひとという人がおりました、この人が嵯峨源氏の最後の公卿で、天暦五年（九五一）に死ぬとこのあと嵯峨源氏の公卿が出ないのです。そうしますとその姻戚やあとは源氏の中で当時上臈といわれるいわば地位の高い人が、源氏の長者をやつたようでありまして、村上源氏になりましてからは師房が源氏の長者になり、雅実、雅定の系統に伝えられた。そういうふうに考えられるわけで、つまり賜姓源氏の全体のさまざまの枝葉に分かれているすべての源氏を統べる、統率するのが氏の長者でありますけれど、それがはじめ嵯峨源氏、そして結局のところ村上源氏の雅実の系統に集約してきています。

久我というのも、顯房が久我の山荘という、久我の水閣ともいいますが、桂川の縁に山荘をつくりまして、その顯房の久我の山荘を雅実が伝領する。雅実のときに「久我の太政大臣」というような言い方がされているわけです。しかしその久我が家の名前として固定したかということ、必ずしもそうでなくて、このあと雅定、雅通、通親というのは、全部「久我」と言うかと、そうでなく、「中院」といつたり、「土御門」といつたり、通称的な名前で呼ばれておりまして、「久我家」という家名として固定するのは、やはりこれは鎌倉時代、あるいは南北朝ぐらいに固定するのではないか、というふうに私は推測しておりますが、少なくとも平安時代、あるいは鎌倉の初期には、「久我」というのは通称ではいわれますけれど、まだ家名として固定してはいな

いということであります。

いろいろお話をすることがたくさんございました、時間がたちまして要領を得ないようなお話になりましたけれども、村上源氏というのはいま申しましたさまざまな賜姓源氏の中での束ねる地位にあり、その系統はやはり源氏の長者の家柄からいって、久我が継いでいるということ、そういう点で一つ今日の私の話は、だいぶ超過いたしましたけれども、やめさせていただきたいと思います。ありがとうございました。



新しい大学の展覧会に一石 歴史的な意味を込めた公開

三輪嘉六氏（文化庁鑑査官）挨拶

文化庁の三輪と申します。どうぞ宜しくお願ひ致します。この展覧会開催に当たりまして、一言私の方からお祝いを申し上げたいというふうに思います。ご承知のように昭和六十三年に、これは重要文化財として指定になつておりますが、それ以前、國學院大學等のご努力によりまして、特に大学では創立百周年ということを記念して、久我家文書の全五巻の刊行をされたわけでございます。この展覧会そのものの内容に就きましては、私が今更申し上げるまでもございませんので、それについては省かせていただきますけれども、私はこの展覧会に二つの大きな意義を見出だしております。一つは大学等がこうした博物館で展覧会を開催されるというこの意義だと思います。ご承知のように各大学等では当然のことではございますが、様々な歴史的な史料、あるいは研究資料を、いろいろな形でご所蔵になつております。こういう形での展覧会というのは、私の記憶の中には全くございません。そういう点では今後に新しい大学の展覧会の在り方、あるいは史料の公開の在り方といふ道を開く一つの大いな契機になるようなことではないかというふうに、私は理解しております。特に近年では、ご承知のようにユニバーシティ・ミュージアムというようなことも、いろいろな形で取り沙汰されているわけでございますが、そういう中でたいへん意義のある展覧会だというふうに思います。それからもう一点に就きましては、これは展覧会等で修理修復された単体の作品が、展覧会等で公開されるということはよくございますけれども、今回のこの久我家文書はご承知のように、平成元年からこの三月まで綿々と七年間に亘る非常に精力的な修理が行われて参りました。そういう修理の中で、ある面では全貌がこの展覧会でも明らかになるという点で、非常に展覧会としては歴史的な久我家の内容と同じように意味があるのでないかというふうに私は理解しております。そうした点で、この場を借りてこの二つの点を私は強調致しまして、このお祝いの挨拶に代えさせていただきたいと思います。

（平成8年5月13日、東京会場、レセプション）